

# DX化推進のための デジタルリテラシー養成研修

人手不足の深刻化により、サービスの質の低下や労働環境の悪化などが社会問題となり、その解決策として、様々な業界でIT活用が推進されています。その一方で、福祉業界等では、デジタル・IT関連の研修が中々実施できておらず、多くの事業者の方が頭を悩ませているのではないのでしょうか。

そこで、当スクールにおいては、デジタル・IT研修をまだ実施したことがない事業者の方向けに、DX推進の第一歩となるような、デジタルリテラシーについて分かりやすく解説した研修をご用意しました。本研修受講をきっかけに、業務効率の向上を目指し、介護・福祉の現場の業務に集中できるような環境を整えていってはいかがでしょうか。動画を見るだけでなく理解度チェック等もでき、最後まで安心して受講することが出来るようになっています。福祉業界以外の方ももちろん受講可能です。皆様のお申込みをお待ちしております。

【カリキュラム \*全てeラーニングで開催します】

## ①キックオフセミナー

動画：1時間

DXやAIの世の中での状況を理解し、なぜDXやITを学ぶべきかを理解し、受講のモチベーションを高めます

標準受講期間  
2か月

## ②DX講座

動画：3時間 標準学習時間：5時間

DXの全体像を学び、DXを実現するための道筋を理解します

第1章：DXの全体像

- ・DX の定義と目的
- ・DX 実現までの3ステップ・DX 事例から学ぶ DX の構造①②
- ・DX 事例から学ぶ DX の構造③-⑦
- ・DX 事例から学ぶ DX の構造⑧-⑬
- ・DX が必要とされる背景
- ・DX と AI の関係～DX にまつわる動向

第2章：DXを支える技術

- ・IT基盤技術
- ・データ基盤技術・AI 技術・BI 技術
- ・IoT 技術・RPA 技術
- ・XR 技術とデジタルツイン技術・顧客管理に関する技術・リモートワークに関する技術

第3章：DXを支える開発手法

- ・サービス開発を素早く行うための手法～ノーコード/ローコード

第4章：DXを進めるための人材と体制

- ・企業文化とマインドセット～人材確保
- ・外部組織との連携

第5章：DXの参考となるビジネスモデル

- ・DX を進める際に参考となるビジネスモデル・DX に関連する新しいビジネスモデルの事例

第6章：DXの検討

- ・DX の検討・[ワーク] DX を検討しよう

第7章：DXの進め方

- ・DX の進め方.
- ・DX の取り組み例\_1
- ・DX の取り組み例\_2・[ワーク] DX を推進しよう

# DX化推進のための デジタルリテラシー養成研修

## ③ITリテラシー講座

動画：3時間 標準学習時間：4時間

ITの概要とビジネス活動における重要性を体系的に学びます。

- ・ストラテジ編
  - 1-1 ITリテラシーとビジネス
  - 1-2 マーケティングとは
  - 1-3 ITと法律
  - 1-4 技術とビジネス
- ・マネジメント編
  - 2-1 ソフトウェア・ライフサイクル・プロセス
  - 2-2 企画・要件定義
  - 2-3 システム開発プロセス
  - 2-4 保守・運用プロセスとは
- ・テクノロジー編
  - 3-1 コンピューターが繋がる仕組み
  - 3-2 コンピューターのハードウェア
  - 3-3 コンピューターのソフトウェア
  - 3-4 ネットワークについて
  - 3-5 押さえておきたいテクノロジー知識
  - 3-6 情報セキュリティの脅威とリスク
  - 3-7 情報セキュリティの認証技術

## ④DXリテラシーアセスメント

標準学習時間：30分

経済産業省が定義するDXリテラシー標準に準拠したテストでDXリテラシーを可視化する

【費用】 132,000円/人（税込）

※本研修はラーニングマネジメントシステム（LMS）による、受講進捗管理が可能となっています。

動画講義の視聴、FAQ、テスト、アンケートなど、ワンストップで学習を進めることが可能です。

### 【お申込欄】

\* 下記に必要事項をご記入後、メール（ [info@adc-trainingschool.com](mailto:info@adc-trainingschool.com) ）に本紙をPDF添付してお申し込みください

\* ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【貴社名】			
【ご担当者名】	【ご連絡先】	【参加者数】	名

\* お申し込み後、ご参加者名等を確認させていただきますので、メールのご確認をお願いします。

主催：adcスクール

# adcスクール 研修受講規約

## 第1条 (本規約の適用)

1. 本受講規約(以下「本規約」といいます)は、アンダンテキャピタル株式会社(以下「当社」といいます)が運営する「adcスクール」にて提供する研修(以下、「本研修」といいます)の受講者および受講を希望する者(以下あわせて「受講者」といいます)が本研修を受講するにあたり、当社および受講者が遵守すべき事項を定めたものです。
2. 受講者は、本規約の内容を十分理解し、本規約のすべてに同意した上で、本研修に申し込むものとします。受講者が本研修に申し込みをした場合には、本規約に同意したものとみなします。
3. 当社は、本規約に基づき受講者に本研修を提供するものとし、受講者は、本規約に定める義務を誠実に履行するものとします。なお、本規約に定める事項の他、当社が本研修について別途定める細則、運用ルール及び各種注意事項も本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条 (本研修の申込み)

1. 受講者は、本研修の内容及び本規約を理解・承諾のうえ、当社の定める手続に従い、本研修の受講にかかる申込みをするものとします。
2. 受講者は、前項に定める申込手続において当社に提供した情報に虚偽が含まれないことを保証するものとし、その内容に変更が生じた場合には、直ちに当社に対して通知することとします。

## 第3条 (契約の成立)

前条に基づき、受講者により本研修の受講にかかる申し込みがなされ、当社の基準により、適格と判断された場合において、当社による承諾の意思表示が受講者に到達した時をもって、当社と受講者の間に本研修の受講契約が成立するものとします。

## 第4条 (本規約の変更)

1. 当社は、受講者の承諾なく、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社が、本規約の変更を当社のホームページ上への表示したとき、または受講者に通知したあと、受講者が本研修に出席した場合には、受講者は当該内容に同意したものとみなされ、当該変更後の本規約は、本規約の一部を構成するものとして、受講者に適用されるものとします。

## 第5条 (請求および支払い)

1. 当社は、受講者に対し、申し込みを行った研修の受講料を消費税相当額とともに速やかに請求します。
2. 受講者は、前項の請求を受けた金額を、当社が別途個別に定める期日までに当社の定める銀行口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は受講者の負担とします。

## 第6条 (キャンセル)

1. 受講者は、研修開催日の前日から起算して15日前までに、当社所定の方法で通知することにより、研修の受講の申し込みを取り消すことができます。当該取り消しは無償とし、当社は、支払い済みの受講料がある場合はこれを払い戻します。当該期日以降に取り消しを行う場合、受講者は、当社が別途個別に定める手続に従い当社に申し出るものとします。

す。この場合、受講者はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとし、支払い済みの受講料があるときは、当社はこれをキャンセル料に充当するものとします。

2. 受講者が前項の規定にかかわらず、当社と個別にキャンセル期限を定めた場合は、当該個別に定めた期限が適用されるものとします。

## 第7条 (欠席)

1. 受講の申し込みを行った研修に受講者が欠席した場合、その理由の如何にかかわらず、受講者はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとし、支払い済みの受講料があるときは、当社はこれをキャンセル料に充当するものとします。

2. 前項の欠席には、受講者が研修に出席しなかった場合のほか、遅刻等により、本研修の運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるとして、当社により出席が認められなかった場合を含みます。

## 第8条 (開催中止)

1. 当社は、受講者が受講の申し込みをした研修について、最少催行人数を満たさない場合及び天変地異・感染症流行等やむを得ない理由により当社が本研修の中止が相当であると判断した場合は、受講者または受講者に通知のうえ、その開催を中止できるものとします。

2. 前項の場合、当社は、支払い済みの受講料があるときはこれを払い戻します。

3. 当社は前二項に定めるほか、研修の開催中止に伴ういかなる責任も負わないものとします。

## 第9条 (知的財産権の帰属)

本研修(研修の内容、テキスト、配布資料、投影用資料、ツール、マニュアル等を含むがこれらに限られません)に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます)は、すべて当社または当社の提携先に帰属します。

## 第10条 (禁止行為および受講者の義務等)

1. 受講者は、受講者自らまたは受講者以外の第三者をして、如何なる方法によっても、本研修に関し、複写、複製、転載、引用、配信(ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む)、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならないものとします。

2. 受講者は、受講者以外の者に研修を受講させてはならないものとします。

3. 受講者は、受講者自らまたは第三者をして、本研修と同一または類似した研修を作成してはならないものとします。

4. 受講者は、受講者自らまたは第三者をして、本研修と同一または類似した研修を用いて、本研修と同一または類似した研修を提供してはならないものとします。

5. 受講者は、本研修を受講するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

(1)当社、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為

(2)当社、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為

(3)本研修の運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為

6. 受講者が、本研修を受講するにあたり、受講者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、受講者は、当該第三者に本規約における受講者と同等の義務を負わせううえで、当社が別途定める手続きに従い当社に申し出るものとします。

なお、当社が、本研修の提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当社は、当該第三者の作業代行を認めません。

7. 受講者は、本研修を受講するにあたって自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負います。

### **第11条 (再委託)**

当社は、本規約における当社と同等の義務を負わせることにより、本研修の一部または全部を第三者に再委託することができるものとします。

### **第12条 (機密情報の保持)**

受講者および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本研修の提供ないし受講に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。

- (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

### **第13条 (権利義務の譲渡禁止)**

受講者は、当社の事前の承諾なく、本規約に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供してはならないものとします。

### **第14条 (本研修の提供の停止等)**

当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、受講者の事前の承諾なく、本研修の提供を一時的に停止し、または、本研修の内容及び実施方法の全部または一部を変更すること(以下、「本研修の提供の停止等」といいます。)ができるものとします。

- (1)ネットワークシステム及び配信サイトの保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本研修の提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- (3)当社が、その他やむを得ない事由により本研修の提供の停止等が必要と判断した場合

### **第15条 (本研修の受講の停止等)**

当社は、受講者が本規約に違反している疑いがある場合、受講者の本研修の全部または一部の受講を停止することができるものとします。

### **第16条 (反社会的勢力の排除)**

受講者は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう)に該当しな

いこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとします。かかる表明に違反した場合には、当社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとします。

### 第17条 (当社の損害賠償および免責)

1. 当社は、本研修の提供に関して生じる一切の損害につき、自己に過失がない限り責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、故意または重過失がない限り、当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
2. 当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を負わないものとします。
  - (1)本研修の一部または全部が、日本以外の国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、受講者に損害が生じた場合
  - (2)受講者が登録を申請した事項もしくは受講者が自ら登録した事項に誤りがあること、または受講者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、受講者に損害が生じた場合
  - (3)通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本研修の提供に障害が発生し、本研修に関するデータが変更、消去される等の損害が受講者に生じた場合
  - (4)受講者が当社の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、受講者が本研修を受講できない場合
  - (5)その他、当社が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、受講者に損害が生じた場合

### 第18条 (不可抗力)

当社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、感染症の流行等その他合理的支配を越える事由による本研修の停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。

### 第19条 (契約の解除および受講者の損害賠償)

1. 当社は、受講者に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第3条に基づき成立した契約を解除することができるものとします。
  - (1)本規約に違反したとき
  - (2)当社の定める取引基準に合致しないと当社が判断したとき
  - (3)支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
  - (4)公租公課を滞納したとき
  - (5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
  - (6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき
  - (7)信用に不安が生じたとき
2. 受講者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、受講者は、当社に対しその損害を賠償する義務を負うものとします。

### 第20条 (準拠法および管轄)

本規約及び受講契約の準拠法は日本法とし、本規約に関して生じる一切の紛争について、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(2024年10月1日現在)